

令和4年度 看護職員資質向上推進事業委託仕様書

1 事業目的

医療の高度化・専門化が進む医療現場における看護師の役割拡大に対応するため、質の高い看護職員の育成を図る。

2 委託業務

実習指導者講習会および看護教員継続研修の実施

(1) 実施内容

1) 実習指導者講習会事業

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

イ 事業内容

・受講対象者

- a 看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- b 将来、aの実習施設の実習指導者となる予定にある者
- c aの養成所で実習指導の任にある者

・受講者数

70名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

・単位等

- a 講習会においては、講義1単位15時間、演習を1単位30時間を基本とし、原則として10単位（180時間）以上とすること。
- b 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、表1の実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の2分の1を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができる。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。

・内容

表1の科目、目標及び内容を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会

の e ラーニングを活用する場合は、表 2 を参考とすること。

・担当者

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等を受講した者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

・講師

- a 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授すること。
- b 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

・その他

- a 開催日の設定にあつては、受講のしやすさを確保するため、複数回に分割した期間を設定することができる。
- b 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができるが、受講希望者が参加しやすいよう、表 1 及び表 3 に定められた時間数を超過しないよう努めること。
- c 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、表 1 を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましい。また、専任教員養成講習会の e ラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。
- d 講習会修了者へは、奈良県において修了証書を交付する。

②特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会

ア 目的

看護師等養成所における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設の実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設で実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において特定の分野の実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

イ 事業内容

・受講対象者

- (1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者

ただし、下記 b については、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

- a 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師
- b 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師

- c 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は地域・在宅看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
 - d 准看護師養成所における老年看護学実習又は母子看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師
- (2) 看護師等養成所で(1) a から d に掲げる実習において、現に実習指導の任にある者

・**受講者数**

20名程度とする。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

・**内容**

- a 講習の期間は39時間以上とすること。
- b 内容は、表3の科目及び目標を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のe ラーニング科目を活用する場合は、表4を参考とすること。

・**担当者**

本講習会の運営等を担当する職員は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等を受講した者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

・**講師**

- a 教育に関する科目については、大学教授、准教授又はこれらに準ずる者が教授すること。
- b 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

・**その他**

- a 開催日の設定にあつては、受講のしやすさを確保するため、複数回に分割した期間を設定することができる。
- b 一般分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができるが、受講希望者が参加しやすいよう、表1及び表3に定められた時間数を超過しないよう努めること。
- c 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、表3を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましい。また、専任教員養成講習会のe ラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。
- d 講習会修了者へは、奈良県において修了証書を交付する。

2) 看護教員継続研修事業

ア 目的

看護教員に対して、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資することを目的とする。

イ 事業内容

・研修内容

県内の看護師等学校養成所に勤務する看護教員を対象に、看護教育の内容及び看護教育方法の向上に関する研修を企画・立案し、実施する。

研修内容については、以下に掲げる項目を参考に実施すること。

- a 医療・看護をとりまく状況の変化
- b 看護の役割と求められる看護教育
- c 看護師等養成をめぐる状況の変化（カリキュラム改正等）
- d 授業や実習指導を通しての課題と対処
- e 授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関すること
- f 学生指導（生活・学習等）
- g コミュニケーション能力の向上に関すること

・実施体制

看護教育に関する知識を有した者を配置すること。

また、当該者は、看護教員のニーズを把握するため、看護教員で構成される団体との関係性を構築することに努めること。

・実施期間

3日間

※多くの受講者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

・定員

30名程度

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(2) 受講環境等及び感染防止対策

- ・講習期間中、専用に利用できる教室を確保すること。
- ・グループワークをするための部屋（演習室）の確保に努めること。
- ・教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮すること。
- ・図書室の確保に努めること。

- ・研修開催にあたっては、会場、受講者、講師・職員について「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染防止対策を講じること。
- ・感染拡大状況によっては、オンラインによる研修も可とする。

(3) 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

(4) その他

- ・本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ・研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を奈良県に提出すること。

3 委託期間

契約日～令和5年3月31日

4 委託料

3,091千円(うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)を上限とする。

内訳ごとの上限額	(1) 実習指導者講習会	2,623千円
	(2) 看護教員継続研修	468千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

5 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 奈良県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を

自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

- (4) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は奈良県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、奈良県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、奈良県の決定するところによるものとする。
- (8) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症対策等を考慮し、委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う、契約額の変更を行う場合がある。

(表 1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

区分	内容	科目	目標・内容	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理 ＊	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ。 ・教育の本質、目的 ・教育活動の特性	1	15
		教育方法 ＊	教育方法の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・授業形態、教育方法及び教材の活用 ・教授—学習過程の理解 等	1	15
		教育心理 ＊	人間の発達と学習過程における心理的な特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・成長発達に伴う学習者心理の理解 ・学習過程における心理 等	1	15
		教育評価 ＊	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・教育評価の目的と方法 ・講義・演習・実習評価の方法 等	1	15
専門分野	看護論	看護論＊	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げ、自己の看護観を明確にする。 ・看護の機能と役割 ・看護場面と看護観の再構成 ・健康の概念と健康支援 ・倫理的課題とその対応方法 等	1	15
	看護教育課程	看護教育課程論＊	看護師等養成所の各教育課程の概要を学び実習指導につなげる。 ・教育課程の基礎知識 等	1	15
	実習指導の基盤	実習指導方法論 (評価を含む)	実習指導案について理解し、教授方法を学ぶ。 ・実習指導の方法 ・実習評価の意義と方法 等	2	30
		実習指導方法演習	実習指導の展開の実際を学ぶ。 ・実習指導案の作成及び評価（課程別、学年別、専門領域別等） ・実習の評価 等	2	60
合 計				10	180

* e ラーニング活用可能

なお、e ラーニングは1単位 7.5 時間のe ラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1単位 15 時間として取り扱うことも可能。

(表2) 保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

区分	項目	保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
		科目	単位数 (時間数)	科目	単位数 (時間数)
基礎分野	教育原理		1 (15)	教育原理	1 (15)
	教育方法		1 (15)	教育方法	1 (15)
	教育心理		1 (15)	教育心理	1 (15)
	教育評価		1 (15)	教育評価	1 (15)
専門分野	看護論		1 (15)	看護論	1 (15)
	看護教育課程論		1 (15)	看護教育課程論	3 (45) のうち 1 (15)

※ eラーニングは1単位7.5時間のeラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1単位15時間として取り扱うことも可能。

※保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(表3) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

教育内容	科目	目標及び内容	時間数
教育の基盤	教育原理 *	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ。	3
	教育心理 *	人間の発達と学習過程における青年時の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する。	
	教育方法 *	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する。	3
実習指導の基盤	実習指導 の実際Ⅰ (講義)	看護基礎教育の概要と実習に求められている課題を理解する。	3
		実習指導の基礎と実習指導者のあり方を理解する。	6
	実習指導 の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、かつ、臨地実習の中で体験する指導場面別の役割や方法について演習を通して学ぶ。	24
合 計			39

* e ラーニング活用可能

(表4) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

区分 \ 項目	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会での e ラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	時間数	科目	単位数 (時間数)
教育の基盤	教育原理	3	教育原理	1 (15)
	教育心理		教育心理	1 (15)
	教育方法	3	教育方法	1 (15)
			教育評価	1 (15)

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。